

瀬戸市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 3 4 号

瀬戸市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

瀬戸市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年瀬戸市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(担当事務) 第 5 条 子ども・子育て会議の担当事務は、次に掲げる事項とする。 (1) <省略> (2) 特定教育・保育施設、 <u>特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業</u> の利用定員に関すること。 (3) 家庭的保育事業等 <u>又は乳児等通園支援事業</u> の認可に関すること。 (4)及び(5) <省略>	(担当事務) 第 5 条 子ども・子育て会議の担当事務は、次に掲げる事項とする。 (1) <省略> (2) 特定教育・保育施設 <u>又は特定地域型保育事業</u> の利用定員に関すること。 (3) 家庭的保育事業等の認可に関すること。 (4)及び(5) <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。